

グリーン購入法

グリーン購入法は循環型社会形成推進基本法に則り、より環境負荷の少ない物品を選択・調達することを義務付けています。

グリーン購入とは…

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号) 平成13年4月1日施行

国の機関(国会・各省庁・裁判所等)や独立行政法人等が率先して、環境負荷の低減につながる原材料・部品・商品(環境物品)の調達を総合的かつ計画的に推進。それら物品を流通や価格の面から購入しやすい市場を形成することで、一般に広く普及を促すことを目的とするものです。

各機関に定められた責務の内容

①国

国は「環境物品などの調達を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めなくてはならない」。

②国の各機関(国会や裁判所、各省庁、独立行政法人など)

国の各機関は毎年度、以下の内容を行わなくてはならない。
(1)「調達方針」を作成し、公表する。(2)調達方針に基づき、調達を推進する。
(3)調達実績を取りまとめ、公表し、環境大臣へ報告する。

③地方自治体

「努力義務」という位置づけであるが、地方自治体も毎年度、調達方針を作成して、それに基づき調達を推進することが期待されている。

④事業者および国民

事業者と国民の責務として、物品などの購入の際には「できる限り環境物品を選択するよう努めること」と定められている。

情報の提供

○製品メーカー等

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

○環境ラベル等の情報提供団体

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

○国(政府)

・メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理・分析して提供
・適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

特定有害物質の使用制限に関するRoHS指令について

欧州では、EU加盟国内で販売される電気・電子機器に含まれる6種類の特定有害物質^{*1}の使用を規制するRoHS指令^{*2}が発効しています。2006年7月以後、一部の用途を除いて特定有害物質の含有が原則として禁止されています。グリーン購入法においても、こうした動きを受けて、特定の化学物質の含有情報の表示・公表について、「判断の基準^{*3}」に追加しています。

*1 特定化学物質 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定臭素系難燃剤(PBB,PBDE)

*2 RoHS指令 電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び閣僚理事会指令

*3 含有率基準値はJIS C 0950:2008附属書Aの表A-1及び附属書Bによります。

各商品の判断の基準と配慮事項

LED照明器具

判断の基準

- 1) エネルギー消費効率、器具全体効率で20lm/W以上であること。
- 2) 定格寿命は30,000時間以上であること。
- 3) 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。

配慮事項

- ① 分解が容易であるなど材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再使用もしくは再利用システムがあること。

備考：1) 「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いたダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダント、スポットライトおよび卓上スタンドとして使用する照明器具を指す。
2) 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロピレニル並びにポリプロピルフェニルエーテルをいう。

LEDを光源とした内照式表示灯

判断の基準

- 1) 定格寿命は30,000時間以上であること。
- 2) 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。

配慮事項

- ① 分解が容易であるなど材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ② 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ③ 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再使用もしくは再利用システムがあること。
- ④ プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

備考：1) 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源により文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱など光源の保護に対応しているものとする。

基準値に対応する当社器具について

- 当法律について、各省庁および地方自治体より2007年度の「調達目標」が設定されていますが、「蛍光灯照明器具」については、エネルギー消費効率値が選定基準となります。本総合カタログで器具ごとに記載してある「エネルギー消費効率(lm/W)」を参考にしてくださいようお願いいたします。
- 「照明器具」についての基準の対象は「蛍光管」と「蛍光灯照明器具(非常用照明を含む)」であり、誘導灯、防爆形、耐熱形、防じん形および耐食形、殺菌灯、特定用途(車両その他の輸送機器用)は対象外です。

- エネルギー消費効率はランプの性能が関係するものであり、標準白色ランプを3波長形蛍光灯ランプに変更した場合に基準値を満たす器具もあります。

- 「グリーン購入法対象機種適合」については下記のマークを表示しています。

 = 基準値をクリアしている照明器具

 = 「3波長形」ランプを使用した場合に基準値をクリアしている照明器具。(省エネ法にも適合します)

グリーン購入法

各商品の判断の基準と配慮事項

蛍光灯器具

判断の基準

- 次のいずれかの要件を満たすこと
 - Hfインバータ方式器具であること。
 - エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率の数値を下回らないこと。
- 特定の化学物質が含有基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

配慮事項(抜粋)

- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は、包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。

備考：

- 蛍光灯照明器具のうち次のいずれかに該当するものは、「蛍光灯照明器具」には含みません。
 - 防塵型のもの ●耐熱型のもの ●防じん構造のもの
 - 耐食型のもの ●車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - 40形未満の蛍光ランプを使用するもの
(家庭用吊下げ形及び直付形並びに卓上スタンド用蛍光灯器具を除く。)
- 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。

LED照明器具

判断の基準

エネルギー消費効率は、器具全体効率で20lm/W以上であること。
定格寿命は30,000時間以上であること。
特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、含有情報がウェブ等で容易に確認できること。

備考：

- 上記の「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、ダウンライト、シーリングライト、ブラケット、ペンダントライト、スポットライト及び卓上スタンドとして使用する照明器具とする。
- 上記の「器具全体効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする)。
- 上記のLED照明器具の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。

蛍光ランプ(直管形：大きさの区分 40形蛍光ランプ)

判断の基準

- 次のいずれかの要件をみすこと。
- 高周波点灯専用形(Hf)であること。
 - ラピッドスタート形またはスタータ形である場合は、次の基準を満たすこと。
 - エネルギー消費効率は、ランプ効率で80lm/W以上であること。
 - 演色性は平均演色評価数がRa80以上であること。
 - 管径は32.5(±1.5)mm以下であること。
 - 水銀封入量は製品平均10mg以下であること。
 - 定格寿命は10,000時間以上であること。

配慮事項

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

環境配慮形道路照明

判断の基準

高圧ナトリウムランプまたはセラミックメタルライドランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。

配慮事項

設置箇所求められる光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。

■蛍光灯照明器具に係わる基準エネルギー消費効率

区分	基準エネルギー消費効率(lm/W)
直管形110形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	79.0
直管形40形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの	71.0
直管形40形スタータ形蛍光ランプを用いるもの	60.5
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
直管形20形スタータ形蛍光ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	62.5
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド	61.5

配慮事項

- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること、又は包装材の回収及び再使用若しくは再生利用システムがあること。

電球形状のランプ

判断の基準

- 使用目的に不都合なく器具に適合する場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。
- LEDランプである場合は、定格寿命は20,000時間以上であること。
 - LED以外の電球形状のランプ(電球形蛍光ランプを含む)である場合は、次の基準を満たすこと。
 - エネルギー消費効率は、ランプ効率で40lm/W以上であること。
 - 電球形蛍光ランプにあっては、水銀封入量は製品平均5mg以下であること。
 - 定格寿命は6,000時間以上であること。

配慮事項

製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考：1)「電球形状のランプ」とは、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 「LEDランプ」とは、一般照明として使用するLED使用の電球形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形状のランプとする。
 - LEDランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。
 - 電球形状のランプについては、人感センサー、調光機能のついた回路、非常用照明(直流電源回路)等においては、上記判断の基準は適用しないものとする。

照明制御システム

判断の基準

連続調光可能なHf蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。